

## C F T ニュース&息抜き（2月）

全日本コーヒー公正取引協議会（コーヒー公取協）に寄せられた問い合わせなどを、トピック形式で毎月リリースします。参考になれば幸いです。

### 1. 2024年1月の気になる問合せ

- (1) インスタントコーヒーに関して取引先より、「エスプレッソ」表示が可能かどうか聞かれ、『レギュラーコーヒー及びインスタントコーヒーの表示に関する公正競争規約』を確認したが、表示を行う際の定義が見つからないので、メールした。

「エスプレッソ」と記載されたインスタントコーヒーの最終製品を見たが、どのような条件であれば「エスプレッソ」表示が可能なのか教えて欲しい。

⇒ コーヒー公正競争規約は、コーヒー公取協会員が食品表示法、景品表示法及び計量法等を遵守した上で、更に消費者保護を図る観点から会員に課せられた上乗せ規約（表示）です。

故に、非会員は公正競争規約の遵守は求められません。「エスプレッソ」の規約上の定義はありません。

インスタントコーヒーに関しては、従来から、コーヒー抽出時、圧を掛けてコーヒーを抽出するという手段はインスタントコーヒーもエスプレッソコーヒーもよく似ている、との意見があります。

簡単に言うと、インスタントコーヒーはプレスをかけてコーヒー抽出を行い乾燥し製品化するもの、エスプレッソコーヒーは抽出時に一定の圧を掛け、得られた抽出液を飲用とするもの、という違いと考えます。

御社の取引先がどのような考えでインスタントコーヒーを「エスプレッソ」としたいのか当方には不明ですが、「エスプレッソ」とするなら消費者から問われた時、応えられるようにしなければなりません。

(2) 当社のカフェインレスコーヒーは「ディカフェ」と表記しているが、コーヒー公正競争規約に従った「デカフェネイテッドコーヒー」と表示しないとイケないか。

⇒ コーヒー公正競争規約では、コーヒー生豆からカフェインを90%除去したコーヒーについて、カフェインレスコーヒー又はデカフェネイテッドコーヒーと表示する、こととしています。この規約の表示はコーヒー公取協会員社に求めるものであり、御社のような非会員社の表示を縛るものではありません。

カフェインは妊産婦の母体に悪影響を与えていると言われてるので、表示する場合、カフェインが除去されているかどうか、十分注意してください。

## 2. 試買検査会の開催

2月21日に試買検査会を開催します。

2019年に開催後、コロナの影響で開催できませんでしたが、漸く、開催することとなりました。第1回は首都圏周辺のコーヒー製品を購入し、表示のチェックを行いました。今回は名古屋、関西地区のコーヒー製品を購入し、製品に記載されている表示のチェックを行います。通販のものも数点購入しています。前回は通販製品に全く表示のないものもあり、驚きましたが、今回はどうでしょうか。